

(答 申 第 7 号)

平成22年12月24日

寒川町長 山上 貞夫 様

寒川町情報公開審査会

会長 片 岡 正 昭

公開に係る公文書を不存在とした処分に関する異議申立について (答申)

平成22年8月17日付け寒環第62号で諮問された『「収集したその他プラが製品になっている割合」の過去の実績』ほか4件の公文書に係る公文書不存在通知の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公文書公開請求に係る次の公文書は存在しないとした処分は妥当である。

- ①「収集したその他プラが製品になっている割合」の過去の実績が記載された文書
- ②「その他プラ」を焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差について、今までの町の議会答弁や説明と「矛盾しない」情報が記載された文書
- ③ごみ処理経費を費目別に、16年度と17年度で対比した資料
- ④「その他プラ」を分別リサイクルした場合のCO₂の排出量が記載された文書
- ⑤17年3月議会での、「議長あてに提出したと思われる、エネルギー消費量の数値」に関する資料

※その他プラ・・・プラスチック製容器包装

2 異議申立てに係る経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成22年7月3日に開催された町長との対話集会（以下「対話集会」という。）において、必要な資料を提示するよう事前に実施機関に依頼をしていた。しかし、対話集会で申立人が意図する資料が提示されなかったため、これらの資料について、平成22年7月5日付で公文書公開請求をしている。（この請求で、6件の公文書を請求している。）

実施機関はこの請求に対し、請求に係る公文書のうち3件について公開決定をし、その他の3件については公文書不存在とした。また、不存在とした3件については資料を作成し、情報提供として申立人に資料を渡している。（公開決定、不存在通知及び情報提供ともに平成22年7月20日付）

申立人は、公開された公文書及び情報提供された資料は、請求内容に対応していない部分があるとして、平成22年7月22日付で再度公文書公開請求をした。実施機関はこの請求に係る公文書を不存在として、申立人に対し平成22年8月5日付で公文書不存在通知書を送付したところ、平成22年8月12日に異議申立書が提出された。

（以下、本答申では平成22年7月5日付の請求を「前回の請求」とし、平成22年7月22日付の請求を「今回の請求」と記す。）

3 異議申立人の主張

公文書公開異議申立書、実施機関からの理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述から、申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 主張の要旨

実施機関は、14億円余りの費用を要する、(仮称)広域リサイクルセンター(以下「リサイクルセンター」という。)の建設を予定しているが、多額の費用を要する政策を決定したのであるから、リサイクルセンターが建設されることによる効果や影響など、建設することの妥当性については庁内で詳細な検討が行われたはずである。また、実施機関は「その他プラ」のマテリアルリサイクルは、いわゆる容器包装リサイクル法(以下「容り法」という。)で規定された市町村の義務であると説明しているが、容り法第6条では「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、「義務規定」ではなく「努力規定」で、現に東京都の11の区では、マテリアルリサイクルではなく、焼却して熱エネルギーを回収する方法を選択している。

実施機関が、その他プラの処理方法として「焼却」ではなく、「分別リサイクル」を選択し、その選択に応じた設備を備えるリサイクルセンターの建設を決定するからには、経費や環境の面からどのような影響があるのか、町民にとってどのようなメリットがあるのかを検討しているはずで、その検討結果から最適な方法として分別リサイクルを選択したはずである。

これらの検討がされずに、多額の費用を要するリサイクルセンターの建設という重要な政策が決定されることなどあり得ないので、政策決定に至るまでの庁内の会議で検討され、議会に報告しているはずであるから、町がこれらの情報を保有していないなどということは考えられない。

実施機関が請求に係る公文書を不存在としたのは、これらの検討資料が存在しないのではなく、実施機関にとって都合の悪い資料は公開したくないためではないかと考える。このような理由で情報を秘匿することは情報公開条例第1条に掲げる制度の目的から大きく逸脱する行為であるから、実施機関は保有する情報をすべて公開すべきである。

(2) 請求に係る個別の公文書について

① 「収集したその他プラが製品になっている割合」の過去の実績が記載された文書

実施機関から提供された資料によると、平成22年度の処理業者は受け入れたその他プラの約半分を「燃料」にしている。製品になる割合が低く、燃料にするなら何のためのリサイクルなのか分からない。寒川町から引き受けた

その他プラは製紙会社に燃料として引き取られている可能性もある。そうではないというなら実施機関は、数値を示し、証拠として情報を公開すべきである。

②「その他プラ」を焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差について、今までの町の議会答弁や説明と「矛盾しない」情報が記載された文書

対話集会で実施機関は経費の差について、約650万円/年と説明した。この金額はこれまで実施機関が議会で説明してきた金額とあまりにもかけ離れている。また、約650万円/年の算定では焼却灰が出る計算となっているが、プラスチックを燃やしてもほとんど灰は出ないので最終処分は不要である。

このように実施機関の提示した約650万円/年の金額は信用できない情報であり、実施機関は、実施機関にとって有利になる情報のみを部分的に説明しているのではないかと考えられる。すべての情報を公開し、町民に説明すべきである。

③ごみ処理経費を費目別に、16年度と17年度で対比した資料

実施機関から提供された資料によると、平成17年度のごみ処理経費が前年度に比べ大幅に増えていることが明らかで、平成17年度は「その他プラ」の分別リサイクルを始めた年度である。平成16年度と平成17年度の予算書から推計すると、その他プラのリサイクルによる費用の増加は約3,700万円/年と推計できるが、実施機関が対話集会で示した約650万円/年と大きく異なる。このため平成16年度と平成17年度の処理経費について詳細な情報の公開を求める。

④「その他プラ」を分別リサイクルした場合のCO₂の排出量が記載された文書

実施機関はこれまで、リサイクルは「資源循環に寄与する」と説明している。そうであるならばその根拠を示して町民に説明すべきである。前回の請求で公開された情報は、「プラゴミを収集し焼却処分をした場合に発生するCO₂排出量の計算書」だけであった。「リサイクルした場合のCO₂排出量」と比較しなければどちらが資源循環に寄与するのか、地球温暖化防止に役立つのか分からない。「資源循環に寄与する」と言い切る必須のデータであるから、その資料が不存在であることなど信用できず、実施機関は必ず保有しているはずの情報である。

⑤17年3月議会での、「議長あてに提出したと思われる、エネルギー消費量の数値」に関する資料

平成17年3月の町議会一般質問において、質問に立った議員の「廃プラの分別収集によってエネルギーの消費量がどのくらいふえるのか、減るのか。(略)エ

エネルギー消費量がどのようになることが予測されているのか。」という質問に、当時の担当部長が「ここでお示しできませんので、後日、資料を作成して議長あてに提出いたします。」という内容の答弁をしている。実施機関は他の情報も積極的に公表しておらず、廃棄したという実施機関の説明は信用できない。

4 実施機関の主張

理由説明書及び実施機関の担当職員から聴取した説明から、実施機関の主張は次のとおりである

①「収集したその他プラが製品になっている割合」の過去の実績が記載された文書

その他プラのリサイクルは、そもそも容リ法に基づき実施するもので、容リ法に規定される市町村の責務は、消費者から出されたその他プラを回収し、選別し、保管し、基準適合物にして再商品化業者に引き渡すことである。よって、法律上は、回収されたその他プラが最終的にどのような製品になっているかを実施機関が把握する義務はない。申立人は、「町が必ず持っている情報」と主張するが、上記の理由から情報を把握していないので公文書は存在しない。

なお、この情報を把握することについて実施機関に法律上の義務はないが、リサイクルをより一層推進していくためにも有益であると考え、前回の請求の際に、再商品化業者より情報を収集し、申立人に対し情報提供を行った。

②「その他プラ」を焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差について、今までの町の議会答弁や説明と「矛盾しない」情報が記載された文書

対話集会で示した約650万円/年については、その算出根拠も同時に示している。申立人が主張するように、過去の議会で、約650万円/年と異なる金額が発言されているが、約650万円/年の計算とは算出根拠が異なり、それぞれの金額については算出根拠が明確である。また、議会での発言の中には、発言した議員個人の見解を含めて計算した金額もあり、この金額については実施機関が説明するものではない。

以上のとおり、各金額については積算の根拠が異なることから結果が異なるのであって、矛盾しているものではないから、矛盾しない情報や公文書は存在しない。

③ごみ処理経費を費目別に、16年度と17年度で対比した資料

申立人が示す「費目別」とは、詳細な各項目の決算額を拾い出し、独自に計算を加えた区分のようだが、実施機関の業務としては、このような区分で集計する必要

がないため作成していない。個々の決算額はすでに公表されており、決算書を閲覧するか、個々の支出命令書等の公開請求があれば公開できる可能性が高いが、異議申立人が請求しているような、各項目を集計した公文書は存在しない。

④「その他プラ」を分別リサイクルした場合のCO₂の排出量が記載された文書

既存の施設から排出される温室効果ガスについては過去に検討されており、申立人にも提示している。申立人が求めるものは、新設されるリサイクルセンターからの排出量やリサイクルセンターに係る搬入搬出による排出量、再商品化に係る事業所での排出量などを含めて計算し、比較検討した資料とのことであるが、そのような、その他プラの再商品化にかかわる温室効果ガスについては調査をしておらず、調査をしていないので公文書は存在しない。

⑤17年3月議会での、「議長あてに提出したと思われる、エネルギー消費量の数値」に関する資料

異議申立人の主張のとおり、議会議長あてに資料を提出しているが、当該文書は平成16年度の文書として処理され、保存期間は5年とされていたため、すでに保存期間が満了し廃棄されている。当該資料の提出先である議会事務局においても、当該資料は保存期間満了のため廃棄されており、現に存在しない。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が行う「その他プラ」ごみの処理方法について、実施機関と異なる意見をもった申立人が、実施機関の判断について検証するため、関連する情報を公文書の公開請求として請求したものである。

実施機関と申立人双方の主張を聞くと、その他プラの処理方法を決定する上で検討する事項について、申立人が「当然に検討すべき事項」とする範囲と、実施機関が行ってきた検討の範囲に乖離があり、その点で争いがあると認められる。実施機関がリサイクルセンターの建設を含めたその他プラの処理方法を決定するに当たりどのような調査検討を行うべきかが、そもそもの争点となっているとも言える。

しかし、当審査会は、寒川町情報公開条例(以下「条例」という。)に基づく機関であり、条例第17条に規定されているとおり、実施機関による処分に対する不服申立てについて審査を行う第三者機関である。条例第18条第6項又は条例第22条第2項に規定する範囲で意見を述べることはできるが、「実施機関が行う政策決定の際に、行政の事務として必要な検討範囲はどこまでか」について判断するのは当審査会の権限外であり、当審査会が評価をしたり、意見を述べることはできない。

また、条例第32条に規定する情報提供について検討した場合、寒川町自治基本条例第12条や第14条の規定を踏まえると、実施機関は情報を積極的に収集し、積極的に提供するよう努めなければならない。しかしながら、現に保有していない情報について、すべての請求に対して情報を提供する義務があるとはいえず、実施機関は、情報の重要性や町民ニーズ、情報収集や資料の作成に係る労力などについて総合的に判断する一定の裁量を有している。

よって、本件の審査に当たっては、文書取扱規程やその運用状況を確認し、公文書の目録であるファイル基準表を見分したうえ、請求された公文書が不存在であるとした実施機関の判断が妥当であるかどうかについて次のとおり判断し、当審査会の結論に至った。

① 収集したその他プラが製品になっている割合

実施機関は、当該情報について把握する義務がないと説明している。町民の知る権利や行政の説明責任について積極的に解釈すれば、法律上の義務はなくても、町の事業については、可能な限り詳細な情報を把握することが望ましいが、町が事務執行上、把握すべき情報の量や質について当審査会は言及しない。また、法律上は情報を把握する義務がないという実施機関の主張は、これまで情報を収集していなかった理由としては不合理とは言えず、実施機関としても、前回の請求に対する情報提供で、一定の情報は提供している。

実施機関が把握すべき情報の精度、詳細さについて、実施機関が提供した情報の範囲と申立人の要求している情報の範囲とは乖離があるが、申立人が求める範囲の情報が記載された公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

② 「その他プラ」を焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差について、今までの町の議会答弁や説明と「矛盾しない」情報

申立人は、実施機関が、対話集会において説明した金額と、議会で説明等してきた金額とが異なることをもって「矛盾する」としたうえで、「矛盾しない情報」を請求し、これに対し、実施機関は、これらの金額の違いは算出根拠が異なることによって生じたものであって、矛盾ではないとしたうえで、請求対象文書は不存在と主張するものである。

当審査会の判断の対象となる事項は、すでに実施機関が申立人に対し公開した

文書以外に、「その他プラ」を焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差額について記載された文書が存するかどうか、である。

申立人および実施機関からの聴取等によれば、実施機関は、申立人の前回の請求及び今回の請求に対して、実施機関の職員が議会で説明等してきた金額についての積算根拠を示していることが認められる。そして、すでに示された文書以外に関係文書が存することをうかがわせる事情は認められない。

この点につき、申立人は、上記の「矛盾」を理由として、実施機関が実施機関に有利でない情報を秘匿していると主張しているようである。しかし、対話集会で説明された金額、議会で説明等された金額のそれぞれについて積算根拠が示されている以上、これらの金額に差が存することをもって、他に関係文書が存するとみることはいかなることもできない。

③ごみ処理経費を費目別に、16年度と17年度で対比した資料

前回の請求において類似の請求があり、実施機関としては「平成16年度～平成20年度ごみ処理及び維持管理経費比較」として公開している。申立人の請求は、金額の差が大きい平成16年度と平成17年度について、「費目別」として自らが設定した項目ごとに金額を集計した資料の公開を求めているものである。しかし実施機関は、申立人の示す「費目」は実施機関の会計処理上の区分でもなく、事務処理上も作成する必要がないので、そのような費目で集計した資料は存在しないとしている。

実施機関には会計処理上の公文書が存在するはずであり、申立人が求める各項目を集計した公文書は存在しないとしても、他の公文書の公開請求を教示すれば申立人の目的はある程度達成されたとも考えられるが、申立人が求める項目で集計されている公文書は存在しないという実施機関の説明に特段の不合理な点はない。

④「その他プラ」を分別リサイクルした場合のCO₂排出量

前回の請求に対して公開した文書（平成15年度湘南東ブロックごみ処理広域化基礎調査報告書の93～108ページ・第7章環境への影響）を確認すると、温室効果ガスの推定量について、ごみ焼却施設からの排出と収集車からの排出について検討している。しかし、その他プラをリサイクルした場合に、収集車やリサイクルセンターでの排出など、再商品化までの過程での排出量は含んでおらず、請求者

の求める資料ではないと認められる。

また、実施機関は、その他プラの処理方法を検討するために、焼却した場合とリサイクルした場合の温室効果ガスについて、比較検討をする調査は実施していないと主張している。本審査会は、平成9年度からのファイル基準表により、リサイクルセンター建設やごみ処理広域化に関する公文書を検索したところ、保存期間の満了により廃棄されている公文書も多く、それらの公文書については内容を確認することは不可能であるが、現存する公文書からは該当する調査の事実は確認できず、実施機関の説明と整合する。

該当する調査をしていないことの是非については、当審査会では判断しないが、調査をしていなければ当然資料は存在していないと考えるほかない。

⑤17年3月議会での「議長あてに提出したと思われる、エネルギー消費量の数値」に関する資料)

申立人の主張のとおり、寒川町議会平成17年第1回定例会中、エネルギー消費量の数値について、後日、議長あてに資料を提出する旨担当部長が発言していることは、議事録で確認できる事実である。

実施機関の説明によれば、当該議会は平成17年3月に開催されており、当時作成された文書は平成16年度の文書として処理される。当該文書は環境課の議会資料のフォルダーに収納され保存されていたが、保存期間が5年と設定されているため、平成22年6月に廃棄されている。また、総務課や議会事務局で保管されている可能性も確認したが、すべて保存期間が経過しており、存在しない、との説明であった。

当審査会は、当該文書を収納した個別フォルダー名及びその保存期間が記載されたファイル基準表並びに担当課から文書主管課に提出された文書廃棄確認願を点検し、当該文書がすでに廃棄されていることを確認した。また、関連する他の部署にも当該文書の存否を確認していることから、現に請求に係る公文書は存在しないと考える。

6 審査会の意見

本件の審査結果としては前述のとおりであるが、条例第22条第2項の規定により、次のとおり意見を述べる。

(1) 次の公文書について、保存期間の設定に留意し、将来にわたり十分な説明責

任が果たせるよう運用されたい。

ア 大規模な工事や大きな予算を伴う事業など、重要な政策の意思決定に関する公文書

イ 議事録など永年保存される公文書中に言及される説明資料などの公文書

- (2) 本件の場合、例えば「リサイクルセンターの建設に関し、政策会議に付議された際の添付資料」のような請求であれば、申立人の要求に近いものであったと推測する。請求者はそこで公開された公文書を確認し、必要であれば更に詳細な情報を特定して請求をすることができた。

条例では、請求者は公文書を特定するに足りる事項を請求書に記載することと規定されているが、一般住民にとって公文書の特定は容易ではない。実施機関の職員が情報公開コーナーの職員とともに、請求者の意向を正しく把握し、公文書の特定について補助するよう一層努力されたい。

- (3) 自治基本条例第12条や同第14条に規定される「情報の共有」に関する規定と、条例第32条に規定する「情報提供」について、条例相互の関係と情報提供の範囲に関し、より明確化するよう、必要な措置を講じられたい。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

平成22年8月17日	実施機関から審査会へ諮問
同日	審査会から実施機関へ理由説明書の提出依頼
平成22年8月18日	審査会会議（1回目）
平成22年8月27日	実施機関から審査会へ理由説明書の提出
同日	審査会から異議申立人へ理由説明書の送付 〃 意見書の提出依頼
平成22年9月1日	異議申立人から審査会へ意見書の提出
同日	審査会から実施機関へ意見書を送付
平成22年9月8日	審査会会議（2回目）【実施機関から意見聴取】
平成22年10月7日	審査会会議（3回目）【異議申立人の口頭意見陳述】
平成22年10月25日	審査会会議（4回目）【答申の検討】
平成22年12月20日	審査会会議（5回目）【答申の検討及び確定】